

山の鼻小屋宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当小屋が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当小屋が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当小屋に宿泊申し込みをしようとする者は、次の事項を当小屋に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当小屋が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊日の継続を申し入れた場合、当小屋は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当小屋が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当小屋が承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当小屋が定める申込金を、当小屋が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第16条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払の際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当小屋が指定した日でお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当小屋がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払を要しない事とする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当小屋は、契約の成立後同項の申込金の支払をしないこととする特約に応じる事があります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当小屋が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当小屋は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない事があります。

- (ア) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき
- (イ) 満室(員)により客室の余裕がないとき
- (ウ) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (エ) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (オ) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (カ) 天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊させる事が出来ないとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は当小屋に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当小屋は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当小屋が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当小屋が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当小屋が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当小屋は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後19時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

(当小屋の契約解除権)

第7条 当小屋は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する事があります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させる事ができないとき
 - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等にたいするいたずら、その他当小屋が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
- 2 当小屋が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当小屋のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (ア) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、及び職業
- (イ) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (ウ) 出発日及び出発予定時刻
- (エ) その他当小屋が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わりえる方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当小屋の客室を使用できる時間は、午後13時から翌朝8時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用する事が出来ます。

2 当小屋は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応ずる事があります。この場合は別料金をいただきます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は当小屋内においては、当小屋が定めて小屋内に掲示した利用規則にしたがっていただきます。

(客室の利用料金)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当小屋が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わりえる方法により、宿泊客の到着の際又は当小屋が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当小屋が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が、任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当小屋の責任)

第12条 当小屋は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当小屋の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当小屋は消防機関が交付する適マークの対象外施設(2階以下又は収容人員が30人未満)ですが、防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第13条 当小屋は宿泊客に契約した部屋を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当小屋は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できない事について、当小屋の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当小屋は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当小屋がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当小屋は五万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当小屋内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当小屋の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当小屋はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当小屋に故意又は重大な過失がある場合を除き、五万円を限度として当小屋はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当小屋に到着した場合は、その到着前に当小屋が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当小屋に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当小屋は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は、所有者が判明しないときは、発見日を含め七日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当小屋の責任は第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(宿泊客の責任)

第16条 宿泊客の故意又は過失により当小屋が損害を被った時は、当該宿泊客は当小屋に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

宿泊客が 支払うべき 総額	内 訳	
	宿泊料金	①基本宿泊料(室料+朝・夕食料) ②税金(消費税)
追加料金	①追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他利用料金 ②税金(消費税)	

《備考》基本宿泊料は別に掲示する料金表によります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

取消料 予約 人数	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	30 日 前
1名～14名	100%	100%	50%	30%	30%							
15名～30名	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
31名～100名	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
101名～	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

《備考》

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合はその短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けして場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)に当たる人数については、違約金はいただきません。

以上